

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

広島県知事 湯崎英彦

広島県規則第二十六号

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置に関する規則（昭和三十二年広島県規則第百七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後						改正前					
別表（第三条関係） 一 本庁に置く職						別表（第三条関係） 一 本庁に置く職					
職名	職の置かれる組織	職務	備考	(略)	(略)	職名	職の置かれる組織	職務	備考	(略)	(略)
D X審議官	産業政策審議官	局	知事の命を受け、産業振興に関する事務を掌理する。	(略)	(略)	D X審議官	局	知事の命を受け、産業振興に関する事務を掌理する。	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
審理監	人材マネジメント担当課長	局	上司の命を受け、人材マネジメントの推進に関する事務を整理する。	(略)	(略)	審理監	局	上司の命を受け、人材マネジメントの推進に関する事務を整理する。	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
D Xマスタ―	局及び課	上司の命を受け、極めて高度の専門的な技術을必要とする特に困難で重要な情報処理事務に従事する。	必要に応じ置く。	(略)	(略)	経営企画画監	局及び課	上司の命を受け、極めて高度の専門的な技術を必要とする特に困難で重要な情報処理事務に従事する。	必要に応じ置く。	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
D Xス	局及び課	上司の命を受け、必要に	必要に	(略)	(略)	D Xス	局及び課	上司の命を受け、必要に	必要に	(略)	(略)

